

新座市市内事業者優先発注実施方針

(令和2年2月5日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この方針は、本市が発注する建設工事、業務委託、物品購入等において、市内の事業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、市内の事業者への優先発注等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 近隣 朝霞市、和光市及び志木市をいう。
- (2) 県内甲 さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、蕨市、戸田市、入間市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町をいう。
- (3) 県内乙 新座市、近隣及び県内甲以外の埼玉県内の市町村をいう。

(共通事項)

第3条 事業者の選定は、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）

第17条の規定による入札参加資格の登録を受けている者の中から行う。

2 埼玉県電子入札共同システム（新座市電子入札運用基準（平成21年4月1日市長決裁）に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札は、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していることを入札参加の要件又は業者選定の要件とする。ただし、指名競争入札の場合において、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 一般競争入札は、公正な競争を確保しつつ、入札参加要件に地域要件を設定し、市内の事業者の受注機会を確保するものとし、地域要件を市外に拡大する場合は、近隣、県内甲、県内乙の順に地域を拡大するものとする。

4 指名競争入札又は随意契約における指名業者は、原則として、市内の事業者とする。ただし、市内の事業者では対応できない場合又は市内の事業者だけでは競争性を確保できない場合は、近隣、県内甲、県内乙の順に地域を拡大するものとする。

5 市長は、事業の効率的執行及び経済性を考慮した上で、適切な範囲での分離・分割発注することに努め、市内の事業者の受注機会の拡大を図るものとする。

(建設工事の発注における選定基準)

第4条 建設工事の一般競争入札は、入札参加要件となる経営事項審査の総合評

定値に差を設ける等により、可能な限り市内の事業者への優遇を図るものとする。

2 建設工事の指名競争入札は、原則として、新座市内に主たる営業所を有する事業者（以下「市内本店の事業者」という。）を指名するものとする。ただし、指名できる市内本店の事業者が少なく、新座市競争入札等参加業者選定基準（平成19年3月30日市長決裁）第4条に規定する選定業者数を下回る場合は、この限りでない。

3 前項の規定により指名競争入札を実施する場合は、予定価格が5,000万円程度を上限とし、新座市競争入札等業者選定委員会で決定する。

4 予算額が100万円未満の工事及び修繕工事は、原則として、新座市小規模工事・修繕受注希望者登録要領（平成12年1月28日市長決裁）の規定による登録を受けた者を選定するものとし、実績がない事業者についても受注機会を確保するよう努めるものとする。

（下請負人の選定）

第5条 市長は、工事請負契約の下請負人を市内本店の事業者又は新座市内に建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう受注者に要請する。

2 市長は、必要がある場合は、工事請負契約の下請負人の発注状況について調査するものとする。

（その他の発注における選定基準）

第6条 パンフレット作成等の発注は、企画及びデザイン並びに印刷製本を可能な限り分離・分割発注することにより、市内の事業者の受注機会の拡大を図るものとする。

2 市が行う各種行事の記念品等の発注は、市産品（市内の工場で生産、製造、加工されたもの又は市内代理店等から調達されたものをいう。）を活用するなど可能な限り市内の事業者への発注に努めるものとする。

（委任）

第7条 この方針に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から実施する。